



平成 24 年 7 月 20 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ハ ニ ー ズ  
代表者 代表取締役社長 江 尻 義 久  
(コード番号 2792 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 西 名 孝  
管理本部長  
TEL 0246 (29) 1111 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 20 日開催の取締役会において、平成 24 年 8 月 21 日開催予定の第 34 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株式の買増制度を導入する旨の規定を定款第 9 条（単元未満株式についての権利）および第 10 条（単元未満株式の売渡請求）に新設し、条数の繰下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利 (新 設) (新 設)	(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>  ( <u>単元未満株式の売渡請求</u> ) 第 10 条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第 10 条～第 39 条 (条文省略)	第 11 条～第 40 条 (現行どおり)



3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生予定日

平成 24 年 8 月 21 日  
平成 24 年 8 月 21 日

以上

